平成２１年（フ）第１２１６９号
埼玉県蕨市塚越１丁目３－６－1002
債務者　島田　弘美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１７０号
東京都杉並区荻窪５丁目15－７－502
債務者　古井　典子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１７１号
東京都千代田区四番町６－３－502
債務者　遠藤まゆ子こと　許　　惠子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１７２号
東京都墨田区立花２丁目８－１
債務者　宮園　克昭
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１７３号
東京都北区赤羽北１丁目25－12－403
債務者　高橋　雅也
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１７８号
千葉県旭市鎌数1069－14－Ⅲ－201
債務者　並木　茂敏
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３号
神奈川県相模原市東淵野辺５丁目23番27号
債務者　河本　正之
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５３号
熊本県菊池市七城町流川282番地　流川団地606号室
債務者　姫野　るみ
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
熊本県山鹿市鹿本町来民1644番地１、前住所熊本県菊池市七城町砂田149番地
債務者　上村さゆり
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
秋田県湯沢市愛宕町１丁目４番７号
債務者　岩間　厚治
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時30分
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１１９号
秋田県湯沢市成沢字上堤164番地１　コーポ高長Ⅱ２－６
債務者　小南　　学
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第６５号
熊本県葦北郡芦北町大字田浦町450番地
債務者　平中　義昭
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第６１１号
東京都調布市飛田給１丁目30番地２ＬＵＣＫむさしの501
債務者　須藤　国宏
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６１２号
東京都調布市飛田給１丁目30番地２ＬＵＣＫむさしの501
債務者　須藤　和美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４０号
静岡県浜松市南区安松町20番地の１　コーポラス三輪２－201
債務者　石川　雅和
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係